証券コード　7522
平成28年６月10日

株　主　各　位

東京都大田区羽田一丁目１番３号
ワ　タ　ミ　株　式　会　社
代表取締役社長　清　水　邦　晃

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月24日（金曜日）午後６時00分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月26日（日曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都港区高輪三丁目１３番３号
　　ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ　ＧＯＯＳ　1Ｆ
　　TKPガーデンシティ品川
３．目的事項
　報告事項　１．第30期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第30期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役７名選任の件
　　第３号議案　監査役２名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第５号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.watami.co.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 事業報告の株式の状況および新株予約権等の状況
② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表
④ 計算書類の株主資本等変動計算書
⑤ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が、監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした、事業報告並びに連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策の効果や世界経済の動向、原油価格の下落等を背景に緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、為替相場の変調や株価の変動、中国経済の混乱やそれに伴う成長鈍化、欧州経済の不安化等が懸念され、先行きの不透明感が強まっております。更に日銀によるマイナス金利導入も加わり、景気の下振れリスクの拡大も想定され、景気回復基調は継続するものの、その流れは極めて緩やかなものになると見られます。

このような環境下、「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野においてお客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

各事業セグメントの業績は以下のとおりです。

（国内外食事業）

国内外食事業におきましては11店舗を新規出店し、当連結会計年度末における店舗数は494店舗となりました。当連結会計年度において、不採算店を中心に72店舗の撤退を行う等、業績回復に努めてまいりました。下期においては既存店のお客様数が前年を上回る水準で推移する等、足元の売上高は回復基調にありますが、客単価減による影響もあり、既存店売上高前期比は通期では93.8％となっております。

国内外食事業における売上高は48,322百万円（前期比80.1％）、セグメント損失は1,535百万円（前年は3,699百万円の損失）となりました。

（宅食事業）
宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は540ヶ所となっております。高齢者食宅配市場において、売上シェア№１は引き続き維持するものの、競合他社とのお客様獲得競争は依然として厳しい状況が続いております。その結果、３月の最終週における調理済み商品の平日１日あたりお届け数は225千食と前年を下回る水準となっております。一方で商品製造拠点における生産性向上の取り組みが奏功したことなどもあり、減収ながら増益となっております。
宅食事業における売上高は37,585百万円（前期比95.2%）、セグメント利益は2,072百万円（前期比108.4%）となりました。

（介護事業）
介護事業におきましては、平成27年11月末時点において、４棟の新規施設を開設し、6,500名を超えるお客様にご入居いただいており、施設数は114棟、既存施設の入居率は77.2%となっておりました。これにより、介護事業における売上高は23,590百万円（前年比66.6%）、セグメント利益は728百万円（前年比30.3%）となりました。
なお、ワタミの介護株式会社は平成27年12月１日をもって連結除外となっております。そのため、介護事業セグメントの業績は平成27年11月末日までのものとなります。

（海外外食事業）
海外外食事業におきましては、４店舗を新規出店いたしました。一方では16店舗の撤退を行い、当連結会計年度末における店舗数は97店舗（前年同期は109店舗）となりました。香港エリアにおいては大幅な業績改善となったものの、上海エリアの売上不振が継続するなどしたため、海外外食事業の既存店売上高前年比は92.3%、既存店客数前年比は90.1%となっております。
海外外食事業における売上高は15,773百万円（前期比90.9%）、セグメント損失は264百万円（前年は227百万円の損失）となっております。

（環境事業）
環境事業におきましては、北海道厚真町におけるメガ・ソーラー施設が本格稼働しております。発電量は計画比106.2%となりました。その結果、環境事業における売上高は2,326百万円（前年比185.9%）、セグメント利益は261百万円（前年は108百万円の損失）となっております。
なお、北海道厚真町のメガ・ソーラー施設を保有する株式会社コミュニティソーラー及び北海道むかわ町のメガ・ソーラー施設を保有する株式会社北海道ソーラーマネジメントの２社は平成28年３月10日をもって連結除外となっております。それに伴い、両社の業績は平成28年２月までを連結対象としております。

（農業）

農業におきましては、産地における集荷業務の移管及び北海道弟子屈牧場における畜産部門の一部閉鎖を行いました。農場部門の反収が前年比78.3%となっております。その結果、農業における売上高は648百万円（前年比41.6%）、セグメント損失は96百万円（前年は１百万円の損失）となっております。

当連結会計年度における企業集団の成果は、上記のように厳しい収益環境のもと、業績改善施策の遂行に努めましたが、連結売上高は128,246百万円（前期比82.5%）となり、連結営業損失は290百万円（前年は2,072百万円の営業損失）、連結経常損失は1,132百万円（前年は3,406百万円の経常損失）と、営業利益・経常利益ベースでは二期連続の赤字となりました。しかしながら、親会社株主に帰属する当期純利益は、ワタミの介護株式の売却による特別利益15,126百万円を計上したことから7,810百万円（前年は12,857百万円の損失）となりました。

上記のとおり、平成28年３月期は親会社株主に帰属する当期純利益を計上しているものの、二期連続の営業損失及び経常損失を計上しております。株主の皆様への利益配分は、本来、営業利益の確保をベースとした事業収益の一部より行われるものであるべきだと認識しておりますが、今回はワタミの介護株式会社の全株式を売却したことによる収入の一部を財源として、１株当たり10円の配当を実施させていただきます。

平成29年３月期の年間配当については、営業黒字化を達成することを前提に、１株あたり５円の配当を計画しております。

《平成28年３月期連結実績》　（単位：百万円／%）

区　分	実　績	前期比
売上高	128,246	82.5
経常損失（△）	△1,132	-
親会社株主に帰属する当期純利益	7,810	-

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、10,533百万円（店舗賃借に係る保証金180百万円を含む）であり、主として下記店舗の出店及び施設の開設によるものであります。

■国内外食事業

名称	店名			
和民 2店舗	小野	つくば駅前		
炭旬 4店舗	備長炭焼七左衛門	垂水炭旬	やきとりの炭活	炭火焼炉暖新大阪東口
TGI Friday's 1店舗	東京ドームシティ			
その他業態 4店舗	「GA・BU・RI」 御茶ノ水駅前	「Wang's Garden」 大崎ブライトコア	「揚旬」 原宿明治通り	「銀政」 六本木プラザ

■宅食事業

名称	営業拠点名			
営業拠点 2営業所	横浜南	江東板川		

■海外外食事業

名称	営業拠点名			
店舗 4店舗	復興広場 （中国）	皇室堡店 （香港）	新港城店 （中国）	「GOCHISO」 新城市店（香港）

上記の他、当期連結会計年度中の設備投資として、介護事業における介護施設の新設４棟、環境事業におけるメガ・ソーラー設備の新設がございます。

なお当社は、平成27年12月１日を効力発生日として、ワタミの介護株式会社の全株式を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に譲渡いたしました。それにより、ワタミの介護株式会社を連結の範囲から除外しております。さらに当社は、平成28年３月10日を効力発生日として、株式会社コミュニティソーラー及び株式会社北海道ソーラーマネジメントの全株式を株式会社ＣＳＳに譲渡いたしました。それにより、株式会社コミュニティソーラー及び株式会社北海道ソーラーマネジメントを連結の範囲から除外しております。

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として8,543百万円、長期借入金として10,948百万円の調達を実施しました。

また、平成27年12月１日に連結子会社であるワタミの介護株式会社の全株式を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社へ譲渡しました。これにより、ワタミの介護株式の売却による収入26,460百万円を調達しました。平成28年２月８日には、株式会社神明ホールディングとの資本業務提携を締結し、第三者割当による自己株式の処分を実施しました。これにより、自己株式の売却による収入1,438百万円を調達しました。平成28年３月10日には、連結子会社である株式会社コミュニティソーラー及び株式会社北海道ソーラーマネジメントの２社の全株式を、株式会社ＣＳＳへ譲渡しました。本株式の譲渡は簿価譲渡により実施しましたが、有利子負債9,797百万円が圧縮されました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成27年12月１日を効力発生日として、当社の連結子会社であるワタミの介護株式会社の全株式を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に譲渡いたしました。それにより、ワタミの介護株式会社を連結の範囲から除外しております。さらに当社は、平成28年３月10日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社コミュニティソーラー及び株式会社北海道ソーラーマネジメントの全株式を株式会社ＣＳＳに譲渡いたしました。それにより、株式会社コミュニティソーラー及び株式会社北海道ソーラーマネジメントを連結の範囲から除外しております。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成27年12月１日を合併期日として、当社の連結子会社であるワタミフードシステムズ株式会社を当社を存続会社、ワタミフードシステムズ株式会社を消滅会社として、吸収合併いたしました。これに伴い、ワタミフードシステムズ株式会社の事業に関する権利義務の一切を承継しております。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 27 期 (平成25年３月期)	第 28 期 (平成26年３月期)	第 29 期 (平成27年３月期)	第 30 期 (平成28年３月期)
売　　上　　高	157,765	163,155	155,310	128,246
経常利益又は経常損失(△)	8,021	2,133	△3,406	△1,132
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	3,540	△4,912	△12,857	7,810
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	88円46銭	△123円81銭	△344円31銭	209円13銭
総　　資　　産	124,680	127,910	130,904	50,767
純　　資　　産	32,046	22,768	10,007	19,099
１株当たり純資産額(円)	791円35銭	600円10銭	257円20銭	479円23銭

⑶　重要な子会社の状況

（単位：百万円／％）

会　社　名	資本金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
和民國際有限公司	8,421	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
㈲ワタミファーム	3	25.0	農産物の生産販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ㈱に対する農産物の納入
ワタミファーム＆エナジー㈱	194	100.0	廃棄物管理、再生可能エネルギー事業 農産物の集荷

(注)当社は、平成27年12月１日を合併期日として、当社の連結子会社であるワタミフードシステムズ株式会社を当社を存続会社、ワタミフードシステムズ株式会社を消滅会社として、吸収合併いたしました。また当社は、平成27年12月１日を効力発生日として、当社の連結子会社であるワタミの介護株式会社の全株式を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に譲渡いたしました。それにより、ワタミの介護株式会社を連結の範囲から除外しております。

⑷ 対処すべき課題

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について

当社グループは、前連結会計年度において、12,857百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから純資産額が10,007百万円となりました。この結果、連結子会社であるワタミの介護株式会社の支払承諾契約の一部が財務制限条項に抵触し、事前求償事由に該当しました。これにより取引銀行から事前求償権の行使を受けた場合、要保全入居金残高について直ちに取引銀行に支払う必要があり、平成27年度の利益計画の達成を前提としても、取引銀行からの金融支援が必要な状況にありました。

当連結会計年度においてワタミの介護株式の売却による特別利益15,126百万円を計上したことなどから純資産が19,099百万円に回復いたしました。この売却により、ワタミの介護が当社グループから除外されたことに伴い、当社が実施しているワタミの介護株式会社の支払承諾契約に関する事前求償債務への連帯保証は解消され、財務制限条項についても削除されました。

また、ワタミの介護株式の売却による収入26,460百万円のうち11,190百万円を取引銀行に返済するとともに、メガソーラーを保有する子会社２社（株式会社コミュニティソーラー、株式会社北海道ソーラーマネジメント）の株式を株式会社ＣＳＳへ譲渡することにより、当社グループの借入金残高は11,642百万円となりました。当連結会計年度末において19,052百万円を手許資金として確保することができました。

しかしながら、当社は当連結会計年度においても、1,132百万円の経常損失となり、２期連続の経常損失をを計上しております。また、当社グループの主力事業である国内外食事業は、当連結会計年度においても1,535百万円の営業損失を計上し、３期連続の営業損失となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消すべく、上述の通り、平成27年12月１日に連結子会社であるワタミの介護株式会社の全株式を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社へ譲渡しました。これにより介護事業におけるリース債務が当社グループから分離されることによる支払利息の減少が見込まれることから、経常損益を改善できるものと考えております。

資金面では、当連結会計年度末において現金預金残高が19,052百万円となり、借入金残高11,642百万円を上回る状況となるとともに、株式売却益の計上等により自己資本の充実も併せて図れているため、財務状況は大幅な改善がなされております。当社グループ業績改善に向けた諸施策も着実に成果を挙げており、これまでの計画進捗を鑑みれば、当面の資金繰りには懸念がないと判断しております。

また、国内外食事業においては、３期連続の営業損失となっており、立て直しが急務となっておりますが、店舗段階の収益性の改善を図るため、当連結会計年度末においては72店舗の不採算店舗の撤退が完了しました。また、期初に掲げた3,500百万円に及ぶコスト削減計画は計画を上回って達成され、収益構造の改善が着実に進行しております。一方、売上については既存店売上高前年比は93.8％と計画を下回る推移となりましたが、単価の引き下げやメニュー変更による店舗オペレーションの改善等により客数前年比は下期累計で100％を上回るなど着実にお客様の支持を回復しつつあると考えております。また、昨年来進めている商品力の訴求を中心とした小投資での新業態への転換も本格展開いたします。さらに、「和民」「わたみん家」の主力ブランドは守るだけではなく、単なる看板変更に留まらない新しいブランドとして生まれ変わらせるべきと判断しており、新たに実験を開始しております。翌連結会計年度は、それら全体で80店舗程度の業態転換・看板変更を計画しており、既存店売上高の伸びを牽引することにより、既存店売上高が前年比100％を超えることを計画しております。

当連結会計年度は、資金面での懸案事項について改善することができました。今後は、国内外食事業において既存店売上高前年比100％を達成できるように、売上向上策を中心とした施策を講じてまいります。そうすることで、国内外食事業の営業利益の黒字化を達成するとともに、連結経常利益の黒字化も果たしていけると考えております。また、株式会社横浜銀行をはじめとした主要取引行の支援も継続して受けられる見込であります。

現在、これらの対応策を進めているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、主要な事業等の課題につきましては、以下の通りであります。

①　国内外食事業

外食事業のなかでも当社グループが主に取り組む居酒屋事業は飲酒人口の減少などマーケットは縮小傾向が顕著であります。このような状況下において、既存店売上高前期比100％以上を達成するにはスクラップアンドビルドを行いながら、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。今後は居酒屋事業にとどまることなく、新業態の開発・展開を図り、商品施策の見直し、ブランドの再構築により競争力の回復に努め、併せてコスト構造の継続した改善を図ることで収益性の改善を進めてまいります。

② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大する一方、競争環境も激化しており、商品力の強化、販売促進の見直し、営業体制の強化等により、新規顧客の獲得による市場シェアの拡大を図ることが必要であります。

さらに、お客様の利便性の更なる向上を図り、長期継続ご利用のインセンティブとなる囲い込み施策の強化を図ってまいります。また、高齢者のさまざまな食のニーズに対応すべく、営業対象をこれまでの個人顧客のみならず、介護施設など他事業者にも拡大し、業務提携を行うことなども通じて販売チャネルの多様化を図り、業容の拡大に努めてまいります。

③ 海外外食事業

海外外食事業は、アジア圏の経済成長にともない日本食マーケットが拡大する一方、競争環境も激化しております。このような状況下において、現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズ、細分化するお客様の飲食ニーズに応えるためには、新業態の開発による既存出店ポイントの確保、新規出店可能ポイントの拡大による好立地の確保が重要であると考えております。また、日本国内以上にマーケットの変化が激しく、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されます。そのため、撤退の見極めなど機動的な意思決定を行える組織機能が必要となっております。権限委譲の推進等、経営の現地化を進めることにより、お客様のニーズの変化に対応してまいります。

④ 人材・教育

新卒採用のみならず中途採用に関しても非常に厳しい採用環境が続いております。このような状況下、グループ経営理念に基づき継続的な採用を進めてまいりますが、福利厚生や業務環境の改善等による離職率の低減や事業展開のうえで中核となる人材育成のための教育強化を図り、グループ経営理念に共感していただける人材にとって、よりお客様に向き合える環境を整えてまいります。また、グループの経営課題が多岐にわたるなか、その課題解決に資する知見を有した経営幹部人材の登用も重要であると認識しており、併せて進めてまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

区　　分	事　　業　　内　　容
国内外食事業	食品の製造、フランチャイズ加盟店、介護施設への納入、問屋から飲料類を仕入れ、フランチャイズ加盟店、介護施設への納入、飲食店の経営ならびに外食事業におけるフランチャイズ事業の展開
宅食事業	食料品材料セット及び調理済み商品の製造、販売、宅配
海外外食事業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営
環境事業	廃棄物管理、再生可能エネルギー施設の管理・運営、及び再生可能エネルギーの販売
農業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

⑹ 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都大田区羽田一丁目１番３号
工場	相模原センター（神奈川県相模原市）、東松山センター（埼玉県比企郡滑川町）他計12ヶ所

② 主要な子会社の事業所

和民國際有限公司	本社	香港
㈲ワタミファーム	本社	千葉県山武市
ワタミファーム＆エナジー㈱	本社	東京都大田区

③　国内外食店舗数の状況

業態名	地域	店舗数
「和民」「坐・和民」	北海道	5
	東北	9
	関東	143
	北陸・甲信越	6
	東海	22
	関西	42
	中国・四国	16
	九州	13
	小計	256
「ＧＯＨＡＮ」	関東	10
「わたみん家」	北海道	2
	東北	3
	関東	97
	北陸・甲信越	5
	東海	11
	関西	18
	中国・四国	16
	九州	9
	小計	161
「炭旬」	東北	3
	関東	18
	東海	1
	関西	13
	中国・四国	1
	九州	1
	小計	37
「TGI Friday's」	関東	11
	東海	1
	関西	2
	海外	1
	小計	15
その他	関東	15
国内外食合計		494

※ＦＣ店含む

④　宅食営業拠点数の状況

地域	営業拠点数
東北	18
関東	182
北陸・甲信越	37
東海	76
関西	97
中国・四国	42
九州	88
宅食合計	540

⑤　海外外食店舗数の状況

地域	店舗数
香港	31
中国	41
台湾	14
シンガポール	6
マレーシア	1
フィリピン	2
韓国	1
カンボジア	1
海外外食合計	97

⑺ **使用人の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	966（6,216）名	△429（△1,876）名
介護事業	－（－）名	△2,651（△3,418）名
宅食事業	694（1,529）名	130（28）名
海外外食事業	1,683（1,131）名	△70（△535）名
環境事業	26（12）名	2（5）名
農業	36（84）名	△3（2）名
その他	113（135）名	9（△5）名
総計	3,518（9,107）名	△3,012（△5,799）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．使用人数が前連結会計年度末と比べて、3,012（5,799）名減少した主な理由は、平成27年12月1日付でワタミの介護株式会社を連結から除外したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,778（7,853）名	1,674（7,713）名	38.3歳	6.95年

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．使用人数が前期末と比べて1,674（7,713）名増加しておりますが、その主な理由は、平成27年12月1日付けでワタミフードシステムズ株式会社を吸収合併したためであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）　（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	4,247
株式会社みずほ銀行	2,959
株式会社三井住友銀行	1,836
三井住友信託銀行株式会社	598

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水邦晃	
取締役	門司　実	
取締役	吉田光宏	
取締役	小田剛志	和民國際有限公司取締役
取締役	金野志保	日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク監事
常勤監査役	安西慎一	
監査役	寺永好孝	サントリーコーポレートビジネス株式会社代表取締役社長
監査役	中西茂夫	

（注）１．取締役金野志保氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役安西慎一氏、監査役寺永好孝氏及び中西茂夫氏は、社外監査役であります。
３．取締役金野志保氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有しており、また、企業監査役としての豊富な経験を有しております。
４．常勤監査役安西慎一氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役中西茂夫氏は、酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験や識見を有しております。
６．当社は、取締役金野志保氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．監査役石井誠二氏は、平成27年11月24日をもって辞任により退任いたしました。監査役石井誠二氏は、社外監査役であり、株式会社HAPPY石井の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社HAPPY石井との間には特別の関係はありません。

②　責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、社外取締役、各社外監査役は当社との間で会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （1）	45百万円 （8）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （4）	4百万円 （4）
合計 （うち社外役員）	9名 （5）	50百万円 （12）

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役金野志保氏は、日本弁護士連合会の男女共同参画推進本部委員、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの監事を兼務しております。なお、当社グループと日本弁護士連合会との間には取引はございません。当社グループは日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの会員として、法人会費を納付しております。
・監査役寺永好孝氏は、サントリーコーポレートビジネス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社グループは同社グループとの間に間接的な商品仕入等の取引があります。
・監査役石井誠二氏は、株式会社HAPPY石井の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社HAPPY石井との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会出席率	監査役会出席率	発言状況
取締役　金野志保	100.0%	-	企業監査役及び弁護士としての豊富な知識と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　安西慎一	100.0%	100.0%	企業金融経験者としての豊富な知識と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　寺永好孝	100.0%	100.0%	酒類・飲料水メーカーの役員としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　石井誠二	100.0%	100.0%	外食業界に関する豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役　中西茂夫	100.0%	100.0%	酒類・食品総合卸売商社の役員としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

⑵ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑶　業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

ⅰ　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ．各種研修会において、コンプライアンスに関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ．内部監査部門として、ワタミ株式会社内にグループ全体を評価する業務管理部を配置するとともに、内部監査規程に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、月１回定時に開催される経営会議において報告する。

オ．法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、外部第三者機関窓口である「ヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ．監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ⅱ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

iii　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ．監査役を含むグループ各社の管理責任者が出席する定例ミーティングにおいてグループ内に存在する諸問題についての討議を行い、その内容に基づき取締役会に提言を行うことによりリスクの低減、排除を図る。

ウ．不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の下に経営会議を月２回定時に開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

イ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

v　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員行動基準」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、経営会議において業務の執行、施策の実施状況に関して報告を行うこととする。また関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社管理を行うものとする。

vi　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当並びに法務担当は、監査役から要請を受けた時には、監査役の職務を補助するものとする。この場合には当該使用人の取締役からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

vii　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．取締役及び使用人は当社又は当社グループの業務又は業績に与える重要な事項については、遅滞無く監査役に報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

イ．監査役は、会計監査人、内部監査担当、関係会社管理担当、関係会社監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

viii　反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。グループ内において反社会的勢力との関係遮断を周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築している。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ⅰ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、執行役員及び事業会社代表取締役社長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も24回開催し、業務執行の適正性を確保しております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員行動基準」を基に、各種研修会等において、コンプライアンスに関する研修を実施しております。

業務管理本部及び経営企画本部で構成される内部統制事務局が各事業会社・各部門に赴き、定期監査及び臨時監査を実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ヘルプライン（社内通報窓口）を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

ⅱ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

iii　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門である業務管理部がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

iv　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会及び経営会議を開催し、各事業部門の執行状況の把握をするとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、平成28年３月９日開催の取締役会において、執行役員の選任を行いました。

v　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「②　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要　i　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会及び経営会議を開催し、当社子会社に対して、その営業活動を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、コンプライアンスに関する研修を実施しております。

vi　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助するスタッフを適宜配置する体制を整えております。また、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する等、取締役からの独立性を確保しています。

vii　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営執行会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査担当（業務管理本部及び経営企画本部）との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

viii　反社会的勢力排除に向けた体制

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

⑷　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑸　特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

⑹　親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である有限会社アレーテーから、資金の借入を行いました。この借入金の金利につきましては、市場金利を参考にした利率としております。当社取締役会は、取引条件を把握した上で、包括的または個別の取引ごとに、取引条件の適正性・公正性を判断しており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	24,714	流動負債	18,897
現金及び預金	19,052	支払手形及び買掛金	3,467
売掛金	2,105	短期借入金	5,469
商品及び製品	259	リース債務	1,346
仕掛品	110	未払金	1,990
原材料及び貯蔵品	549	未払法人税等	2,060
繰延税金資産	39	未払費用	2,780
その他	2,640	賞与引当金	405
貸倒引当金	△42	販売促進引当金	97
固定資産	26,053	その他	1,278
有形固定資産	14,413	固定負債	12,771
建物及び構築物	9,880	長期借入金	6,173
機械装置及び運搬具	421	リース債務	2,253
土地	572	資産除去債務	2,952
リース資産	2,667	その他	1,392
建設仮勘定	22	負債合計	31,668
その他	849	（純資産の部）	
無形固定資産	1,684	株主資本	18,122
その他	1,684	資本金	4,410
投資その他の資産	9,954	資本剰余金	5,002
投資有価証券	98	利益剰余金	12,837
繰延税金資産	214	自己株式	△4,127
差入保証金	8,361	その他の包括利益累計額	613
投資固定資産	78	その他有価証券評価差額金	7
その他	1,407	為替換算調整勘定	605
貸倒引当金	△205	新株予約権	326
		非支配株主持分	37
		純資産合計	19,099
資産合計	50,767	負債純資産合計	50,767

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		128,246
売上原価		63,530
売上総利益		64,715
販売費及び一般管理費		65,005
営業損失（△）		△290
営業外収益		
受取利息	101	
協賛金収入	231	
助成金収入	409	
設備賃貸収入	450	
雑収入	768	1,960
営業外費用		
支払利息	1,854	
設備賃貸費用	432	
持分法投資損失	21	
雑損失	495	2,803
経常損失（△）		△1,132
特別利益		
関係会社株式売却益	15,152	15,152
特別損失		
固定資産除却損	57	
リース契約解約損	76	
賃貸借契約解約損	167	
減損損失	3,647	3,948
税金等調整前当期純利益		10,070
法人税、住民税及び事業税	2,061	
法人税等調整額	155	2,217
当期純利益		7,853
非支配株主に帰属する当期純利益		43
親会社株主に帰属する当期純利益		7,810

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	17,160	流動負債	16,696
現金及び預金	11,474	買掛金	3,258
売掛金	1,598	短期借入金	1,316
商品及び製品	212	一年内返済予定の長期借入金	3,380
仕掛品	100	リース債務	1,336
原材料及び貯蔵品	288	未払金	2,237
前払費用	975	未払法人税等	1,923
短期貸付金	1,444	繰延税金負債	3
立替金	644	前受金	190
未収入金	350	未払費用	2,203
その他	112	預り金	278
貸倒引当金	△41	前受収益	104
固定資産	29,870	賞与引当金	347
有形固定資産	11,443	販売促進引当金	97
建物	7,823	その他	17
構築物	216	固定負債	11,789
機械及び装置	141	長期借入金	5,870
車両運搬具	1	リース債務	2,100
器具及び備品	230	繰延税金負債	202
土地	549	資産除去債務	2,439
リース資産	2,478	預り保証金	889
建設仮勘定	2	その他	286
無形固定資産	1,683	負債合計	28,485
商標権	1	（純資産の部）	
ソフトウェア	1,234	株主資本	18,211
ソフトウェア仮勘定	383	資本金	4,410
電話加入権	64	資本剰余金	5,002
投資その他の資産	16,743	資本準備金	5,002
投資有価証券	32	利益剰余金	12,926
関係会社株式	7,834	利益準備金	107
関係会社出資金	100	その他利益剰余金	12,819
長期貸付金	1,004	別途積立金	9,600
破産更生債権等	200	繰越利益剰余金	3,219
長期前払費用	147	自己株式	△4,127
差入保証金	7,356	評価・換算差額等	7
保険積立金	778	その他有価証券評価差額金	7
投資固定資産	78	新株予約権	326
その他	3	純資産合計	18,545
貸倒引当金	△791		
資産合計	47,031	負債・純資産合計	47,031

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		31,663
売上原価		12,534
売上総利益		19,129
販売費及び一般管理費		17,860
営業利益		1,269
営業外収益		
受取利息	218	
協賛金収入	89	
設備賃貸収入	146	
新株予約権戻入益	56	
雑収入	171	682
営業外費用		
支払利息	256	
設備賃貸費用	138	
為替差損	202	
雑損失	74	673
経常利益		1,278
特別利益		
関係会社株式売却益	12,832	12,832
特別損失		
固定資産除却損	17	
リース契約解約損	8	
関係会社株式評価損	877	
貸倒引当金繰入額	3,557	
減損損失	1,547	6,008
税引前当期純利益		8,102
法人税、住民税及び事業税	1,790	
法人税等調整額	191	1,981
当期純利益		6,121

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月３０日

ワタミ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ワタミ株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月３０日

ワタミ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　正　裕　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ワタミ株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第３０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第３０期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２８年５月３０日

ワタミ株式会社監査役会

常勤監査役　安西　慎一　㊞

監査役　寺永　好孝　㊞

監査役　中西　茂夫　㊞

（注）常勤監査役安西慎一、監査役寺永好孝及び監査役中西茂夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益を計上しているものの、二期連続の営業損失及び経常損失を計上しております。株主の皆様への利益配分は、本来、営業利益の確保をベースとした事業収益の一部より行われるものであるべきだと認識しておりますが、第30期の期末配当につきましては、ワタミの介護株式会社の全株式を売却したことによる収入の一部を財源として、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は390,943,110円となります。

なお、中間配当は無配となっておりますので、年間配当金は１株につき10円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役２名を増員することとし、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	清水邦晃 （しみず くにあき） （昭和45年６月１日）	平成３年９月　当社入社 平成９年８月　当社東日本事業部部長 平成15年８月　当社執行役員兼ゴハン事業本部長 平成17年９月　㈱アールの介護取締役 平成18年４月　ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成21年６月　当社取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミフードサービス㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社代表取締役社長兼ワタミフードシステムズ㈱代表取締役 平成27年12月　当社代表取締役社長（現任）	6,635株
2	門司実 （もんじ みのる） （昭和41年１月２日）	平成５年７月　当社入社 平成11年８月　当社商品開発部長 平成15年１月　当社執行役員商品開発部長 平成16年６月　当社取締役商品本部長 平成17年12月　当社取締役商品本部長兼海外事業本部長 平成20年６月　当社取締役兼ワタミ手づくりマーチャンダイジング㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミ手づくりマーチャンダイジング㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社常務取締役兼ワタミフードシステムズ㈱代表取締役 平成27年12月　当社取締役（現任）	4,155株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	吉田光宏 （よしだ みつひろ） （昭和35年5月9日）	昭和58年４月　三井生命保険(相)入社 平成９年９月　当社入社 平成10年12月　当社経営企画部長 平成15年４月　当社執行役員戦略統括本部長 平成15年７月　㈱ティージーアイ・フライデーズ・ジャパン営業執行責任者 平成16年３月　当社執行役員人材開発本部長 平成16年６月　当社取締役人材開発本部長 平成20年８月　当社取締役兼㈱タクショク代表取締役副社長 平成21年４月　当社取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成24年11月　当社常務取締役兼ワタミタクショク㈱代表取締役社長 平成26年10月　当社常務取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成27年３月　当社取締役兼ワタミの介護㈱代表取締役社長 平成27年12月　当社取締役（現任）	4,500株
4	小田剛志 （おだ たけし） （昭和47年6月23日）	平成７年４月　㈱北海道銀行入行 平成13年７月　当社入社 平成17年４月　当社経理部長 平成22年４月　当社経営企画本部統括部長 平成26年４月　当社執行役員経営企画本部長 平成27年６月　当社取締役（現任）	900株
5	金野志保 （こんの しほ） （昭和38年6月28日）	平成３年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成17年６月　ヤフー㈱　監査役 平成20年３月　アドバンスト・ソフトマテリアルズ㈱　監査役 平成21年４月　早稲田大学大学院法務研究科教授 平成26年４月　日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員（現任） 平成26年８月　特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク監事（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ 中堤　康之 （なかつつみ やすゆき） （昭和27年8月25日）	昭和51年７月　㈱ワコール入社 平成４年４月　同社ワコールシンガポール代表取締役社長 平成19年４月　㈱ワコール執行役員ブランド事業本部西日本販売統括部長 平成20年４月　同社常務執行役員ブランド事業本部東日本販売統括部長 平成23年４月　同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長 平成26年４月　同社取締役副社長執行役員国内営業担当	－株
7	※ 金田　勇 （かねだ いさむ） （昭和30年７月10日）	昭和62年４月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 平成２年３月　金田公認会計士事務所代表（現任） 平成３年８月　金田税理士事務所代表（現任） 平成17年４月　青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授（現任） 平成18年４月　法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科兼任講師（現任） 平成19年12月　一般社団法人日本公認不正検査士協会監事（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．金野志保氏、中堤康之氏及び金田勇氏は、社外取締役候補者であります。金野志保氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。また、中堤康之氏及び金田勇氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認され、中堤康之氏及び金田勇氏が取締役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
４．下記の理由により社外取締役各候補者を選任し、また、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
金野志保氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有しており、また、企業監査役としての豊富な経験を有しているためであります。
中堤康之氏を社外取締役候補者とした理由は、㈱ワコールにて取締役等を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験と知識を有しているためであります。
金田勇氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な知見を有しており、また、大学の専門機関にて管理会計・ガバナンスに関する専門的研究を行っており、企業の管理体制に対して豊富な知識を有しているためであります。
５．当社は金野志保氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、金野志保氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
６．本議案が原案どおり承認され、中堤康之氏及び金田勇氏が取締役に就任された場合には、当社は各取締役候補者との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。
７．金野志保氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。

第３号議案　監査役２名選任の件

常勤監査役安西慎一氏及び監査役寺永好孝氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 1	千葉　徹 （ちば　とおる） （昭和30年２月10日）	昭和53年４月　㈱横浜銀行入社 平成14年４月　横浜キャピタル㈱代表取締役社長 平成19年６月　㈱TBK取締役上席執行役員 平成22年６月　横浜信用保証㈱監査役 平成27年６月　㈱横浜銀行リスク統括部主任業務役	－株
※ 2	武藤多賀志 （むとう　たかし） （昭和35年12月14日）	昭和41年４月　サントリー㈱入社 平成３年６月　サントリービア＆スピリッツ㈱東京第２支社長 平成12年６月　同社執行役員関東・甲信越支社長 平成15年３月　サントリー酒類㈱執行役員市場開発本部長（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．監査役候補者千葉徹氏及び武藤多賀志氏は、社外監査役候補者であります。

４．下記の理由により社外監査役各候補者を選任し、また、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

武藤多賀志氏は酒類・食品総合卸売商社の執行役員としての豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

５．本議案が原案どおり承認され、千葉徹氏及び武藤多賀志氏が監査役に就任された場合には、当社は各監査役候補者との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
清永敬文 （きよなが　たかふみ） （昭和42年10月19日）	平成７年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） のぞみ総合法律事務所入所（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者清永敬文氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

３．補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

⑴　補欠の社外監査役候補者とする理由

清永敬文氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、監査役に選任された場合に当社の監査体制に活かしていただくために、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

⑵　社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

清永敬文氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

第５号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第１項に基づき、平成９年６月27日開催の第11期定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠でストック・オプションとして１年間に取締役（社外取締役を含まない。以下同じ。）に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権１個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は５名（うち、社外取締役１名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されました場合には、取締役は７名（うち、社外取締役３名）となります。

１．取締役に対するストック･オプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

２．報酬等の内容（ストック・オプション報酬として１年間に発行する新株予約権の内容）

⑴　新株予約権の数

1,000個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限とする。

⑵　新株予約権の目的である株式の種類及び数

100,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑶　新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.01を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑸　新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑹　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑺　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②　その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

⑻　その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：TKPガーデンシティ品川
東京都港区高輪三丁目13番３号
ＳＨＩＮＡＧＡＷＡ　ＧＯＯＳ　１Ｆ



＜交通＞　◆京急線品川駅下車高輪口徒歩１分
◆JR品川駅下車中央改札口（高輪口）徒歩１分
◆都営浅草線高輪台駅下車徒歩７分

※駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

＜受付＞　メイン会場が満席となった場合は第二会場にご案内させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
なお受付開始時間は午前９時を予定しております。
会場には株主様のみがご入場できます。同伴者様はご入場できませんので何卒ご了承ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。